

スポーツを核とした活力ある地域づくりの推進について

スポーツは、国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民の生活形成に寄与するとともに、スポーツを通じて道県民に夢と感動を与え、健やかな子どもたちを育むこと、また、健康で生きがいのある豊かなスポーツライフの実現に向けた活力のある地域づくりに大きく貢献している。

特に、国民体育大会などの全国的な大会は、スポーツを普及させ、地域スポーツの振興と地域文化の発展に大きく寄与するものであり、選手の活躍は、地域住民に大きな喜びと感動、希望を与えるものである。

しかし、国民体育大会等は、各都道府県の財政規模に関わらず、同一規模で開催されるため、開催県や会場市町村の財政負担が大きく、このため、近年の地方財政状況の悪化により、開催を希望する自治体が少ないのが現状である。

については、スポーツ振興法の趣旨に基づき、国に対し、開催県への財政支援を充実し、負担を軽減する体制の構築を求める。

平成22年8月25日

北海道知事	高橋はるみ
青森県知事	三村 申吾
岩手県知事	達増 拓也
秋田県知事	佐竹 敬久

地域医療の確保について

国民皆保険のもと、わが国の医療制度は高い保健医療水準を達成し、北海道・北東北地方においても、へき地医療や救急医療等の各種取組が、医療の均てん化に大きく寄与してきた。

しかしながら、北海道・北東北地方の医師数は、全国平均に比して大幅に少ない状況にあることに加え、医師の地域による偏在や小児科、産婦人科等の特定の分野における医師不足、さらには地域住民のニーズに対応し、へき地医療や高度・特殊医療等を担っている自治体病院に勤める病院勤務医の過重労働など、地域の医師不足は一層深刻化し、まさに「地域医療崩壊」の危機的状況にある。

こうした中、国においては、医学部入学定員増等の医師確保対策に取り組むとともに、自治体・医療現場においては、地域医療再生に向けて新たな取組にも着手しているところであるが、地域医療の確保に当たっては、より実効性のある具体的な対策に早急に取り組むとともに、地域医療の再生のための総合的な政策の確立、公立病院等（公立病院と同等の医療機能を担う公的病院等を含む。以下同じ。）への支援及び医師不足の根本的な解消を図るよう、強く求めるものである。

1 地域医療を支える公立病院等への配慮

公立病院等は、採算面から、民間による提供が困難な救急医療、へき地医療を担うなど地域医療の確保に重要な役割を果たしていることを考慮し、公立病院事業に係る所要額については確実に地方交付税において措置するとともに、地域の中核的医療機能を担っている公的病院等についても公立病院と同等の支援制度を創設するなど、地方財政支援措置のさらなる拡充を行うこと。

また、今年度の診療報酬改定においては、プラス改定とするとともに、地域の中核病院等が担っている救急医療などを評価することとされたところで

あるが、公立病院等の運営についてさらなる評価の充実をすること。

2 「新医師確保総合対策」等に係る大学医学部における医師養成数増の恒久化

医師不足を解決するためには、医師の絶対数を増やすことが必要であることから、「新医師確保総合対策」等により見直された大学医学部における医師養成数の増を恒久的な措置とすること。

また、医師養成数増に伴う施設整備、指導教員増に対する財政支援の拡充を図ること。

更に、地域の医師不足の状況及び診療科別・地域別での必要医師数を踏まえた医師需給計画を策定するなど、医師増員に向けた工程表を示した上で、一大学当たりの医学部定員の上限や医科大学の新設に対する規制を緩和するなど、医師不足道県に配慮した具体的な対策を講じること。

3 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充

新医師確保総合対策における医師養成数の増の条件として、都道府県による奨学金の設定が求められたことなどにより、地方において多額の財政負担が長期にわたって生じることから、国の責務として地方に財政負担を強いることがないよう、地域で設定する奨学金制度に対する財政支援をさらに拡充すること。

また、今後、医師養成数の増の条件として奨学金の設定など新たな負担を求めないこと。

4 地域における医師確保

病院、診療所の管理者要件や臨床研修後の義務として、へき地等の医師不足地域への診療経験を付加するなど、医師の地域的な偏在の解消に向けた実効性のある対策を推進すること。

5 特定診療科の医師不足の解消

医師不足が深刻な特定診療科（小児科、産婦人科等）の診療報酬の設定に

あたり、一層適切な評価を行うとともに、医師臨床研修における特定診療科の研修のあり方について、今回の制度の見直しによる影響等を検証し、引き続き必要な見直しを行うなど、医師の偏在を解消する方策を早急に講じること。

また、国において診療科別の医師の不足数を明らかにし、その必要数を踏まえて、特定診療科別に大学医学部の定員を設定し、計画的な専門医の養成を図るなど、特定診療科の医師不足を解消する施策を充実させること。

6 医療補償制度の拡充

産科医師不足などへの対応として平成21年1月に「産科医療補償制度」が創設されたところであるが、産科以外の診療科についても医療補償制度を拡充すること。

7 総合医の制度化及び養成

医療の高度化、専門化が進み、地域において総合的な診療能力を備えた医師が不足していることを踏まえ、地域医療を担う総合医の育成に向けて、制度化や養成の仕組みづくり等必要な措置を講じること。

8 勤務医の処遇改善

病院勤務医の離職防止を図り、地域における適切な医療を確保していくため、勤務医の処遇改善に向けた実効性のある対策を推進すること。

9 女性医師の離職防止や就業環境整備促進等への支援

女性医師の離職防止を図るため、仕事と育児などを両立できるような就業環境の整備や復職支援に向けた施策をさらに充実すること。

10 臨床教育等における指導医の評価の充実

医師臨床研修の質の向上を図る観点から、診療報酬の加算の拡充など、臨床教育等における指導医の評価を充実すること。

11 臨床研修制度による研修医の適正配置の促進

平成21年度に大幅な改正が行われた臨床研修医制度については、都市部への研修医の集中が速やかに是正され、医師不足が深刻な地域において研修医の数が増加するよう、医師不足地域の実情を十分踏まえて制度を運用すること。

12 国における看護教員養成講習会の開催

平成21年度をもって廃止された旧厚生労働省看護研修研究センターにおける「看護教員養成講習会」（看護師・保健師・助産師養成所教員専攻及び幹部看護教員養成課程）を国の責任において実施すること。

平成22年8月25日

北海道知事 高橋はるみ

青森県知事 三村 申吾

岩手県知事 達増 拓也

秋田県知事 佐竹 敬久

安全・安心な食料の供給と農業の持続的発展について

北海道・北東北3県の農業・農村は、国民への安全・安心な食料の安定供給や国土・環境の保全などの面で重要な役割を果たすとともに、地域経済・社会を支える基幹産業の一つとして発展してきた。

こうした中、農業・農村が今後においても持続的に発展するために、農業者が安心して営農ができる施策と地域農業の振興策の充実・強化が図られるよう強く求める。

1 WTO・EPA交渉等における農業分野での確固たる対応について

国際貿易交渉については、食料の安全・安定供給や、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興などを損なわないよう対応すること。

2 地域の実情を踏まえた戸別所得補償制度の実施について

本格実施される戸別所得補償制度については、地域の農業・農村の実情や特色を踏まえ、農業者が将来にわたって意欲と希望を持って営農に取り組むことができ、経営の安定に資する制度とすること。

また、必要な予算を安定的に確保するとともに、生産者の営農計画等に支障が生じないように、具体的な制度の内容などをできるだけ早く生産者に明らかにすること。

3 食料供給力の確保に必要な農業生産基盤の整備等の推進について

食料供給力の確保・向上を図るため、暗渠排水や区画整理、用排水施設、草地基盤等の整備を継続的・安定的に推進すること。

4 生産・流通システムの整備に関する施策の充実について

農畜産物の広域的な安定供給や新成長戦略に掲げられている「食料自給率50%」の目標を達成するため、穀類乾燥調製貯蔵施設などの共同利用施設

の整備を推進すること。

5 鳥獣被害防止対策の推進について

地域における野生鳥獣被害防止に向けた取組を総合的に支援するため、鳥獣被害防止特別措置法に基づき実施されている鳥獣被害防止総合対策事業の継続と予算枠の拡大、事業制度の拡充強化、被害防止対策の研究開発の推進等を図ること。

6 口蹄疫に係る総合的な防疫対策の実施について

国内や近隣諸国における口蹄疫の発生状況を踏まえ、感染経路の科学的な解明に基づく検疫体制の強化や衛生資材の十分な確保など総合的な防疫対策を実施し、地域の畜産農家が安心して経営を営むことができるよう万全の措置を講じること。

平成22年8月25日

北海道知事	高橋はるみ
青森県知事	三村 申吾
岩手県知事	達増 拓也
秋田県知事	佐竹 敬久

地方における高速交通ネットワークの構築について

北海道・北東北地方は、近年、自動車関連産業や電子関連産業などの集積が進み、産業拠点としての役割が期待されているほか、東アジア・北米等との観光や物流の促進による地域の活性化が求められている。

北海道・北東北地方が高いポテンシャルを活かし、新たな時代に対応した「多様で自立した地域」を目指すことは、国全体の成長においても重要な意義を有している。

そのため、各自治体による産業振興等の推進と併せ、各拠点を広域的に結ぶインフラとして、航空・道路・鉄道の相互補完による高速交通ネットワークの構築を図る必要がある。

しかし、高速交通ネットワークの重要な部分を担う地方航空路線は、景気低迷の影響を受け、航空会社が路線見直しを進めるなど、その維持が危ぶまれる状況にある。

各道県は路線維持のため、着陸料の減免などの取組を進めてきたが、各道県単独での努力には限界があり、空港の利便性向上に向け、各道県の連携と国の一層の取組が必要である。

また、広大な面積を有する北海道・北東北地方において、高速道路ネットワークは、地域の活性化を図るうえで大きな役割を担っており、総合的な交通政策の観点からも、北海道・北東北地方の高規格幹線道路におけるミッシングリンク（不連続区間）の解消など、ネットワークの早期完成を図る必要がある。

北海道・北東北地方が抱える地理的なハンディキャップを克服し、交流・連携の拡大を図るため、以下について、特段の措置を要望する。

- 1 地方空港間の相互利用や鉄道と航空路の連携強化による、新たな観光周遊ルートの形成など、域外との交流人口の増大・物流の効率化を図るため、ミッシングリンクの解消に向けた高速道路の整備促進と、鉄道的高速化・機能強化を図ること。

2 離島航空路線を含む地方航空路線については、地方における高速交通ネットワークとして重要な交通手段であるため、地方の交通ネットワークを確保する観点から、航空会社が経営効率の判断により路線の休止・減便等を行う場合には、国への届出前に国を交えて空港の設置管理者や地元自治体等と協議する制度を設けること。

また、国は、地域航空路線の維持・確保を図るため、航空会社に対し運航費の補助や航空機燃料税の減免を行うなど、必要な対策を講じること。

3 羽田空港の再拡張による発着枠の増加に際しては、国内線への十分な発着枠を確保すること。

4 マルチエアポート化（空港の相互利用）など、地方空港の連携による利用促進を図るため、見直しが進められている空港整備勘定について、地方自治体が独自の裁量で路線維持や利用促進等のソフト事業に活用できるよう用途の拡大を図ること。

また、あわせて十分な除雪体制や消防力の確保など、航空機の定時性や安全性の向上に資する空港の運営経費についても、空港整備勘定を活用できるよう拡充を図ること。

平成22年8月25日

北海道知事 高橋はるみ
青森県知事 三村 申吾
岩手県知事 達増 拓也
秋田県知事 佐竹 敬久

大型クラゲ洋上駆除の強化について

近年、大型クラゲが我が国周辺水域に大量に来遊し、日本各地で沿岸漁業に大きな被害をもたらしてきている。

これに対し、漁業関係者は、大型クラゲの洋上駆除対策に全力を尽くしてきたところであるが、漁業関係者自らの駆除作業は、極めて重労働で、非効率な作業であり、大きな負担を強いられている。

また、国においては、平成18年度から沖合洋上駆除事業として、底曳き網漁船を備船し、クラゲ駆除用に改良した網を曳いて、洋上駆除を進めてきたが、大型クラゲによる漁業被害は、軽減されていない状況にある。

大型クラゲは、東シナ海で発生した後、対馬暖流に乗って大型化しながら日本海を北上し、オホーツク海側に達する経路とともに、津軽海峡を通過して太平洋側に達する経路をたどりながら、関係道府県の漁業に大きな被害をもたらしている。

このことから、大型クラゲの発生する海域に近い九州から日本海西部沿岸海域における小型サイズ段階での大規模な徹底駆除を実施することがより効果的と考えられる。

幸い今年度は、今のところ日本周辺海域での分布はみられず、発生が少ないことが予測されているが、今後も昨年度のような大量発生が懸念されるため、大型クラゲの来遊による全国的な漁業被害の軽減に向け、次の対策を講じるよう国に求める。

- 1 中国・韓国との連携を強化し、大型クラゲ大量発生メカニズムを早期に解明し、抜本的な対策に資すること。
- 2 大型クラゲによる漁業被害が大幅に軽減されるよう、国が主体となり、発生初期における駆除対策の強化・充実を図ること。

- 3 大型クラゲの駆除をより効率的・効果的に行うため、民政支援活動として、自衛隊艦船及び航空機による大型クラゲ分布に関する情報提供等を行うとともに、大量発生の場合には、自衛隊出動による駆除も視野に入れた取組を行うこと。

平成22年8月25日

北海道知事 高橋はるみ

青森県知事 三村 申吾

岩手県知事 達増 拓也

秋田県知事 佐竹 敬久

北東北地域を「食料経済振興地域（フードバレー）」とするための 新たな制度の実現について

世界の食料需給の中長期的なひっ迫予測のもと、我が国が、食料自給率の向上を正式な目標として掲げた中、北東北地域は、米など農林水産物の産出額の全国シェアが高く、長年にわたり、100%を超える食料自給率を維持しつづけており、広大な農地や世界有数の漁場、緑豊かな森林等を背景に、食料供給基地としての役割が、一層重要になると認識しているところである。

また、北東北地域は、食品製造業の出荷額の全国シェアは低いものの、農林水産業と食品関連産業との連携強化等により、地域で産出される農林水産物を活用した食品製造の拡大を図るなど、農林水産業と食品関連産業とを一体的に振興することによって、効果的かつ効率的に、国内の食料供給力を強化し、さらには、雇用を拡大できる可能性を秘めた地域でもある。

一方、北東北地域は、人口減少とともに高齢化が進行し、地域の基幹産業の一つとなっている農林水産業においても、従事者の高齢化や、将来を担う若い世代の担い手が減少しており、農山漁村の活力低下が、地域社会の衰退や地域経済の低迷、ひいては、我が国の食料供給力の低下を招くのではないかと、懸念しているところである。

このため、北東北地域が、農林水産業や食品関連産業を中核に、強力な食料供給力を有し、我が国の食料供給基地たる「食料経済振興地域（フードバレー）」として発展し、自立した真の地域主権型社会を実現できるよう、次のとおり要望する。

- 1 北東北地域が、総合的な食料供給基地として発展していくため、地域が独自に設定する基準により、知事が認定した企業等が、税制優遇等の特例措置の適用を受けることができる新たな仕組みを早期に導入すること。
- 2 なお、現在、国において検討中の「総合特区」制度の設計に当たっては、

この新たな仕組みが、実現可能となるよう検討するとともに、支援措置の適用主体・範囲を、現行の「特区」制度より緩和・拡大するなど、中長期的視点で、地域の主体的取組を推進できる制度とすること。

平成22年8月25日

青森県知事	三村	申吾
岩手県知事	達増	拓也
秋田県知事	佐竹	敬久